



講 師

新井 良一 先生

(佐賀県保険医協会副会長)

**千葉 研介 先生**

(佐賀県保険医協会常任理事)



●講師より一言

日々の診療において重要なのはカルテです。カルテは療養担当規則と歯科医師法にて、その記載と保存が義務付けられており、また診療報酬請求の原簿もあります。適正な診療を行っていたとしても、カルテ記載に不備があれば指導などで指摘を受け、指摘された項目の過去1年分の診療報酬の返還を求められることもあります。

佐賀県における個別指導での指摘事項を確認し、カルテ記載をどのように充実させればよいかの参考になるお話を、全国の情報もお伝えしたいと思います。また、当協会会員の先生から協会に届いた診療報酬請求方法に係る実際の質問とその回答についても、抜粋してご紹介します。

日時

2月16日(木) 19:30~
オンライン(Zoom)配信

場所

(会場設営はありません。)

〈参加申込・登録〉


<http://bit.do/0216sika>

*参加対象／会員の歯科医師

*未入会の先生は、入会手続きをすませてからご参加ください。

右のQRコードまたは短縮URLからお申し込みください。
佐賀県保険医協会のホームページからもお申し込みできます。

注意事項

参加登録後にZoomから確認メールが届いたら登録完了です。届かない場合は登録できていない可能性があります。事務局までお問い合わせください。

